警報発表時の対応について

岐阜県立華陽フロンティア高等学校(定時制課程)

岐阜地方気象台から、岐阜市(学校所在地)、生徒が居住する地域、通学する経路の地域に各種警報(特別、暴風・大雨・洪水・暴風雪・大雪)が発表された場合の対応は、以下のとおりとする。

1 登校前に警報が発表されている場合

- (1) 岐阜市に警報が発表されている場合、下記(ア)、(イ)、(ウ)に従う。
- (2) 生徒が居住する地域及び通学する経路の地域に警報が発表されているが、岐阜市に警報が発表されていない場合、下記(ア)、(イ)、(ウ)に従う。この場合、学校では授業が行われるが、当該生徒は公欠扱いとする。

○Ⅰ部の特設授業がある曜日の特設授業

- (ア) 午前8時35分までに解除された場合
 - →通常通りの特設授業を行う。
- (イ) 午前8時35分から午前9時35分までに解除された場合
 - →解除後2時間を経てから特設授業を開始する。
- (ウ) 午前9時35分以降に解除された場合
 - →午前中の特設授業は休講とする。

○平常授業(Ⅱ部特設授業含む)

- (ア) 午前11時までに解除された場合
 - →通常通りの授業を行う。
- (イ) 午前11時から正午までに解除された場合
 - →解除後2時間を経てから授業を開始する。
- (ウ) 正午以降に解除された場合
 - →当日の授業を中止し、家庭学習とする。

※ただし、各(ア)、(イ)において、道路の冠水、河川の増水等により危険な場合や交通機関の停止、自宅の被害が著しい場合は、登校に及ばない。また、警報発表が予想され、登校に危険があると判断される場合は、登校に及ばない。これらの場合、必ず学校に連絡すること。

2 登校中に警報が発表された場合

(1) 警報発表を知った時点で、直ちに安全な方法で帰宅する。しかし、学校の方が時間的・地理的に近く、より安全が確保される場合は登校し、学校に待機してもよい。

3 登校後に警報が発表された場合

- (1) 警報発表中、及び警報発表が予想される場合は、学校待機を原則とする。
- (2) 警報発表後に帰宅する場合は、警報解除後を原則とする。
- (3) 下校時刻が通常と変更となる場合、学校から家庭へ、緊急メール配信システム並びにホームページで連絡する。
- (4) 警報解除後に帰宅する場合、自宅へ到着したことを決められた方法(緊急メール配信システムの返信メールまたは電話)で学校へ連絡する。

4 その他

- (1) 現在、気象警報は市町村ごとに発表されているので、テレビ・ラジオ・インターネット等からの情報に注意すること。
- (2) 警報発表時や発表が予想される場合は、学校から緊急メール配信システム並びにホームページで連絡をするので、学校からの情報に注意すること。